

横浜ロックサークル規約

第1条（名称）

1. 本会は、『横浜ロックサークル』と称する。

第2条（活動目的）

1. 本会は、港北ニュータウンを中心とする地域における、ポップス・ロックなどの軽音楽文化活動の活発化と地域文化活動のためのネットワーク作りによるコミュニティの形成を目的とする。
2. 本会は都筑区を中心に、横浜市北部地域を東京や横浜中心部とは違った第3の文化拠点とすることを目的とする。
3. 本会の行う文化活動は、営利を伴わない市民の自主活動を原則とするとともに、何人も活動を強制されるものではない。

第3条（会員）

1. 入会希望者は、横浜ロックサークルの活動目的に賛同し、事務局所定の申込み方法により申込みをし、横浜ロックサークル代表の承認を得た場合に会員となる。
2. 会員資格の有効期限は、会員になった日の翌日から起算して1回目に訪れる3月31日までとする。
3. 更新後の会員資格の有効期間は4月1日から翌年の3月31日までとし、その後もまた同様とする。なお、更新せずに会員資格の有効期限を途過した場合には、自動的に退会となる。

第4条（強制退会）

1. 次の場合には、会員の登録を削除し、強制的に退会させることができるものとする。
 - a. 反社会的勢力に属しているまたは関与していることが明らかになった場合
 - b. 横浜ロックサークルの社会的信用を著しく失墜させる行為があった場合
 - c. 横浜ロックサークルの運営を著しく阻害する行為があった場合
 - d. その他、会員としてふさわしくないと横浜ロックサークル代表が認めた場合

第5条（役員）

1. 本会には次の役員を置く。
 - a. 代表 1名
 - b. 各イベントの実行委員会 必要に応じて若干名
 - c. 事務局長 1名
 - d. 事務局補佐 必要に応じて若干名
 - e. 広報 必要に応じて若干名
 - f. 会計 1名
 - g. 会計監査 1名
 - h. 相談役 若干名
 - i. 顧問 1名
2. 役員の選出は、会員の互選とする。

第6条（役員の職務）

1. 代表は、本会を代表し、本会の運営・事務処理にあたる。
2. 事務局長は、代表を補佐し、連絡・調整を行う。代表に支障があるときは事務局長がその職務を代行する。
3. 事務局・会計は、本会の会計を行う。
4. 会計監査は、会計の状況を監査する。

第7条（定例会）

1. 代表は本会の運営上必要と認めたときは、定例会を招集する。
2. 定例会は、横浜ロックサークルの会員が出席できる。
3. 定例会は、次の事項を審議する。
 - a. 事業計画、事業の執行体制
 - b. 規約の改正
 - c. 総会に提案する事項
 - d. 総会の委任を受けた事項。ただし、処理した事項については総会で報告する
4. 定例会は、本会の最高議決機関とする。

第8条（本会の総会の招集及び運営）

1. 本会の総会は、必要により代表が招集する。
2. 総会は次の事項を議決する。
 - a. 役員を選出
 - b. 総会で必要と認めた事項
 - c. その他
3. 本会は総会の議決により、分科会を設けることができる。
4. 本会は、総会の議決により、顧問、相談役をおくことができる。

第9条（議決）

1. 事務局会議、総会、分科会の議決は、出席者の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、事務局会議・総会については代表、分科会については、分科会委員の決するところによる。

第10条（補足）

1. この規約の定めるほか、必要な事項は代表が定める。

第11条（規約の効力）

1. この規約は、1991年(平成3年)10月1日制定され、同日より効力を生ずるものとする。
2. 2019年(令和元年)6月9日に、規約の一部改定を行い、同日より、効力を生ずるものとする。
3. 2023年(令和5年)9月1日に、規約の一部改定を行い、同日より、効力を生ずるものとする。
4. 2024年(令和6年)5月12日に、規約の一部改定を行い、同日より、効力を生ずるものとする。

以上